

滋賀文教短期大学履修規程

(目的)

第 1 条 滋賀文教短期大学学則第 5 章及び第 6 章を施行するために履修規程を設ける。

(適用)

第 2 条 履修規程は、原則として入学時のものを適用する。

(卒業の要件)

第 3 条 学生は、2 年以上在学し、その間学科ごとに定める教育課程に従って授業科目を履修し、国文学科にあっては教養科目13単位以上、専門科目50単位以上合計63単位以上を、子ども学科にあっては教養科目13単位以上、専門科目50単位以上合計63単位以上を修得しなければならない。

(履修登録)

第 4 条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、あらかじめ指定された期日に、授業科目履修届により単位登録をしなければならない。ただし、一旦登録した授業科目は、登録変更期間後は原則として変更を認めない。

(履修登録の無効)

第 5 条 履修登録していない授業科目の単位は、認定することはできない。

(履修登録後の登録変更)

第 6 条 履修登録をした後、別に定める期間内に授業科目の追加登録、登録した授業科目の取り消しをすることができる。

2 登録した授業科目を履修し、なお卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合、必要と認められる授業科目を追加登録することができる。

(年間履修単位)

第 7 条 1 年間に登録できる単位数の上限は別表第 1 のとおりとする。

2 願い出により履修を中止した科目は、各学科の定める登録できる単位数の上限に含む。

(受講)

第 8 条 学生は、受講に際して出席簿に出席・欠席・遅刻及び早退の記入を受けなければならない。

(出席時数)

第 9 条 授業科目の出席時数が、授業時間の 3 分の 2 未満の者については、単位認定は行わない。ただし、公欠及び忌引きの期間は出席時数に含める。

(公欠・忌引)

第 10 条 公欠又は忌引とは、次の各号のうち本学が認めた期間について適用する。

- (1) 父母、配偶者又は子、祖父母、兄弟、姉妹、おじ、お婆の死亡による忌引きの期間
- (2) 学校保険法施行規則第19条に規定する伝染病による出席停止の期日
- (3) 団体等の学外活動の期間
- (4) その他本学が相当すると認めた期日

(試験)

第 11 条 学生は、単位登録を行った授業科目を規定の時数受講し、かつ、定期試験または授業時間内に行われる試験を受けなければならない。

(定期試験)

第 12 条 定期試験は、春学期及び秋学期末に行う。

- 2 定期試験は、春学期開講科目については春学期試験において、秋学期開講科目については秋学期試験において実施する。
- 3 次の各号の一つに該当する者は、原則として試験を受けることができない。
 - (1) 履修登録をしていない場合
 - (2) 授業料等納付金を指定期間内に納入していない場合
 - (3) 受験中に不正な行為又は不当な行為をした場合
- 4 試験開始から30分経過するまで退出することは認めない。また、試験開始後15分以上遅刻した者は受験を認めない。
- 5 不正行為者に対しては、当該試験科目の評価を零点とする。
- 6 学生は、受験に際して「受験注意事項」を厳守しなければならない。

(追試験)

第 13 条 定期試験が次の各号のいずれかに該当する事由により受験できなかった者は、本人の願出により追試験を受けることができる。ただし、指定された日時、内容により1度のみ受験が認められる。

- (1) 火災・風水害・その他の災害を受け、受験不可能となった場合
 - (2) 交通機関の不通、または延着の場合（当該機関発行の証明書添付）
 - (3) 病気により受験不可能になった場合（医師の診断書添付）
 - (4) 親族の死亡による忌引きの場合
 - (5) 特別の事情により、事前に事由書を添えて学務課に届け出て許可を受けた場合
- 2 追試験の評価は、80%を上限とする。

(再試験)

第 14 条 定期試験終了時点で最終評価が不合格の者は、本学の指示する授業科目についてのみ再試験を受けることができる。

- 2 再試験対象者の最終評価は、C評価を上限とする。
- 3 再試験の許可を得た者は、再試験料を納付しなければならない。
- 4 一旦納めた再試験料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。
- 5 再試験を欠席した場合は、評価は不合格とする。

(成績評価と単位認定)

第 15 条 成績評価は100点を満点として評点化した後、履修者数に応じて次表及び別表第2のとおり、認定・評価する。合格点は60点以上とし、評価はC評価以上を合格として単位を認定する。

区分	評価	成績評価基準	G P	評価内容
合格	S (秀)	100～90点	4.0	基本的な学修目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている
	A (優)	89～80点	3.0	基本的な学修目標を十分に達成している
	B (良)	79～70点	2.0	基本的な学修目標を達成している
	C (可)	69～60点	1.0	基本的な学修目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	59点以下	0.0	基本的な学修目標を達成していないので再履修が必要である
認定	E (認定)	—	—	本学以外で修得した科目を単位として認めたもの

(G P A)

第 16 条 G P A の算出方法は、次のとおりとする。

$(4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}) \div \text{総履修登録単位数 (不可の単位数も含む。)}$

2 G P A の対象とならない授業科目は、次のものとする。

- ① 履修登録取消の手続きをした科目。
- ② 本学以外で修得した科目を単位として認めたもの。

3 学修の質保障のため、GPA の値をもとに以下により警告、退学勧告を行うものとする。

- ① GPA が下位 4 分の 1 または 2.0 未満に属する者は、警告を行い担任による指導を行う。
- ② 2 学期連続して GPA が 1.0 未満の者は、退学勧告を行う。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 学則第 33 条の 2 に定める入学前の既修得単位の認定は、転学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、30 単位を上限として、原則として教養科目に認定する。

2 認定の時期は、本学に入学した年度当初のみ行うものとする。

3 認定を希望する者は、所定の申請書類及び成績証明書を指定期限内に学務課に提出しなければならない。

(復籍者の履修と既修得単位の認定)

第 18 条 復籍する者の履修については、復籍した年次の学生と同じ学則及び履修規程によるものとする。

2 退学または除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(授業の規模)

第 19 条 同時に授業を行う学生数は 40 人を標準とし、これを超えた場合は 2 分割する。なお、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により分割を要しない場合は、この限りではない。

(改廃)

第 20 条 学長は教授会に意見を求め、意見を参考にこの規程の改廃を行わなければならない。

附則 略

別表第 1 各学科履修単位上限

	国文学科	子ども学科
1 年次	50 単位以内	60 単位以内
2 年次	50 単位以内	60 単位以内

※ 1 国文学科における上記制限単位数には、卒業単位に参入しない資格科目は含まない。

※ 2 子ども学科における上記制限単位数には、免許・資格単位を含む。

別表第 2 成績評価基準（分布）

区分	評価	評点化後の成績評価基準 (分布目安)	G P	評価内容
合格	S (秀)	合格者の10% (±5%)	4.0	基本的な学修目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている
	A (優)	合格者の25% (±5%)	3.0	基本的な学修目標を十分に達成している
	B (良)	合格者の45% (±5%)	2.0	基本的な学修目標を達成している
	C (可)	合格者の20% (±5%)	1.0	基本的な学修目標を最低限達成している
不合格	D (不可)	単位修得条件未充足	0.0	基本的な学修目標を達成していないので再履修が必要である
認定	E (認定)	—	—	本学以外で修得した科目を単位として認めたもの

※ 1 履修者数15人以上の科目について適用する。

※ 2 履修者数に関わらず教授会で認められた科目については除外することがある。

※ 3 成績評価は上表のとおり上位から評点化後の成績評価基準（分布目安）の割合で認定、評価する。